

仙台市農業委員会第46回総会議事録

I. 開催日時 令和4年2月28日(月曜日)午後1時25分から午後2時28分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (2人) 11 番 郷古 雅春 15 番 庄司 俊充

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. あっせん会の報告

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

第6号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見を求める件

6. 協議

(1) 令和4年度業務計画(案)について

(2) 令和4年度総会等関連行事予定表(案)

7. 報告

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知

(5) 売渡あっせん希望農地一覧表

(6) 令和3年度第4回企画検討チーム会議報告

(※令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について)

(7) 令和3年度認定農業者との意見交換会開催報告

8. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 農地改良工事に関する取扱い要領の一部改正について
- (4) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時25分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第46回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、11番郷古雅春委員と15番庄司俊充委員から欠席の届けがありました。 19人中17人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、19番柴田市郎委員、3番赤間敬委員を指名いたします。
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	2月7日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。宮城野区岡田の農地で売渡申出人と買受申出人それぞれご本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から大泉権吾委員と農地利用最適化推進委員から安達良和委員が出席しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお、代金の支払い時期と方法、農地法第3条の許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定

資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の結果報告を終わります。

議長

議案に入ります。

(午後1時29分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第一調査委員会が担当し、2月21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。併せて番号7番から12番までについては、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）・・・・・・網かけ部分は読みません。

（第一調査委員会大泉権吾委員長報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を2月21日に実施いたしました。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、贈与による農業承継が1件、贈与による規模拡大が1件、売買による規模拡大が5件、売買による農業承継が1件、売買による新規就農が6件の合計14件です。番号7番から12番までは、新規就農であることから聞き取り調査を全員で実施しております。番号1番から3番までの報告は7番加藤和江委員、番号4番から6番までの報告は18番松原菊男委員、番号7番から12番までの報告は8番菅野則義委員、番号13番と14番の報告は13番佐藤千治委員です。

（7番加藤和江委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和3年12月6日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で420aの農地を耕作しています。2月11日に鎌田広司農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクタ

一2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機2台を所有し、1人で19aの農地を耕作しています。2月14日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。相続により農地を取得しましたが耕作できないため、親族に譲渡するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で188aの農地を耕作しています。2月17日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(18番松原菊男委員報告)

番号4番は、売買により農業承継を図るものです。譲渡人が両親とともに共有している農地の持分を、実家の農業後継者である弟に譲渡するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台を所有し、家族4人で33aの農地を耕作するほか、家族で農地所有適格法人を運営し、148aの農地を耕作しております。田については、田植・稲刈を作業委託しております。2月17日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子へ持分贈与により農業経営の安定を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で685aの農地を耕作しています。2月14日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で698aの農地を耕作しています。2月11日に奥山壽農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表

のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

番号7番から12番までは、新規就農であることから聞き取り調査を実施しましたので、調査の結果を8番菅野則義委員から報告します。

菅野則義委員
(8番)

番号7番から12番までは関連案件であるため、一括して報告します。売買により新規就農を図るものです。新規就農であることから、聞き取り調査を全員で実施しましたが、法人の代表の方は欠席のため、建設会社の準備室の方から聞き取りしました。譲受人は、農業を目的に新設された法人で、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。トラクター1台、耕うん機2台を導入し、構成員3人のほか、パート10人程度を雇用し、また、親会社を共通にする別法人と業務提携し、就労継続支援A型の施設として既存の鉄骨ハウスを利用し、キュウリ等を栽培する予定です。2月14日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(13番佐藤千治委員報告)

番号13番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で457aの農地を耕作しています。2月14日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号14番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で613aの農地を耕作しています。2月12日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大里重市委員 (5番)	番号7番から12番の新規就農の件で、法人の構成員3人は農業経験がありますか。パートの方は福祉関係ですか。
菅野則義委員 (8番)	構成員3人のうち1人は農家です。地権者の孫であり、キュウリをずっと栽培してきました。パート10人は農業を経験した人が多く、そこに障害者が加わります。また、認定農業者の申請をされていて5月に認定予定であり、スーパーL資金で購入予定です。既存のハウス8棟を利用して、1年目は4棟、うちキュウリは1棟、5年目には8棟、うちキュウリは5棟、その他リーフレタス、トマト等で徐々に作付を増やす予定です。ハウスが古いので鉄骨の検査をしたところ、あと10年は使えるそうです。
大里重市委員 (5番)	経験者がいるなら認定農業者の申請も問題なさそうですね。出荷はどうするのですか。
菅野則義委員 (8番)	周りのスーパーのほか、道の駅やJAにも出荷予定です。漬物などに加工してスーパーで販売する計画も立てています。
熊谷幸夫委員 (10番)	その場所は川のすぐ近くで、以前水害がありましたが対策は取っているのですか。
菅野則義委員 (8番)	水害の対策は話が出ませんでした。
赤間敬委員 (3番)	売買の面積が1.6町ありますが、鉄骨ハウスの面積はどのくらいですか。既存の鉄骨ハウス8棟の他に残地があるかと思いますが、何に使うのですか。
大泉権吾委員 (4番)	2反のハウスが8棟で、ほぼ全面積ハウスとなっています。
議 長	調査委員会で慎重に聞き取り調査をしたと聞いています。この法人は農地所有適格法人となっていて、新規の認定農業者を目指しているので、これは売上の計画がないと認定されませんので、きちんと栽培してくれると考えています。他にご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会大泉権吾委員長報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件の合計3件です。番号1番から3番までの報告は6番小野寺潔委員です。

（6番小野寺潔委員報告）

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田2筆1,414㎡を令和4年4月開園予定の近隣保育園の貸駐車場として転用するもので、駐車場（普通車35台）に437.5㎡、通路等に976.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しており、農地区分は農用地です。（令和3年9月29日付けで農業用施設用地として農振の用途区分変更通知が出ております。）申請は、田4筆872㎡を転用し、農業用倉庫（1棟）に105.41㎡、駐車場（普通車4台・大型車3台）に192㎡、通路等に574.59㎡を利用する計画であり、計

画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑3筆825㎡を貸資材置場として転用するもので、資材置場に663㎡、通路等に162㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ず、現地に砂利を敷いたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会大泉権吾委員長報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件、資材置場に転用するものが1件、太陽光発電事業用地に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが1件の合計5件です。番号1番から3番までの報告は、9番菊地郁夫委員、番号4番と5番の報告は、19番柴田市郎委員です。

（9番菊地郁夫委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は不動産業者が、田 732 m²（実測 732.3 m²）を転用し、駐車場（工事車両6台）に136 m²、資材置場に95 m²、通路等に501.3 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は不動産業者が、田 297 m²（実測 297.52 m²）を転用し、駐車場（工事車両5台）に115 m²、資材置場に30 m²、通路等に152.52 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域にあって、500m以内に2つの公共的施設（小学校と中学校）があることから、第3種農地と判断しました。申請は建設業者が、畑 699 m²を転用し、資材置場に303.9 m²、通路等に395.1 m²を利用する計

画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃借権の設定期間は10年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(19 番柴田市郎委員報告)

番号4番は太陽光発電事業用地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が隣接する既存の太陽光発電施設の事業用地として既に利用していた田251㎡を転用し、太陽光発電敷地に83.02㎡、通路等に167.98㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、許可を得ず、現地を利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑266㎡を転用し、公衆用道路を含む事業面積382.39㎡を住宅(1棟)に63.76㎡、庭等に318.63㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、令和4年2月10日付で開発行為許可申請が担当課へ提出済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、施設の概要を変更するため事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果を私（4番大泉権吾委員）から報告します。

番号1番は、農地法第5条の許可をしておりましたが、施設の概要の変更に伴い、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和3年8月20日付け農地法第5条許可で許可書を交付していましたが、地元住民の要望により当初計画を見直すことになり、施設の概要を変更する必要が生じたため、事業計画の変更が必要となったものです。事業面積に変更はなく、調整池に13,970㎡、広場に10,140㎡、バス転回場に500㎡、通路・緑地等に19,489㎡と変更するものです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。事業計画変更後の資金についても金融機関の残高証明書で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時52分)

議 長

第5号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委員
長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第5号議案の調査結果について報告します。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の非農地証明願は、公衆用道路の1件です。調査の結果を、私（4番大泉権吾委員）から報告します

申請地は、市街化区域です。現況は、公衆用道路です。申請理由は、昭和46年6月16日付で道路の位置指定を受け、現在も公衆用道路として利用しているものです。確認資料である・固定資産税課税証明書・現地写真・昭和50年9月25日撮影の航空写真により非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第5号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。 よって、第5号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。</p> <p>(午後1時54分)</p>
議 長	<p>第6号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見を求める件を上程いたします。 事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>1月の総会で報告した案から一部変更がありました。 この変更された最終案で、2月7日に開催された仙台市農政推進協議会の協議を経て、農業委員会への法律に基づく意見徴収です。この案でよろしいか、協議をお願いします。</p>
議 長	<p>第6号議案について、この案でよろしいか、ご異議、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第6号議案について、「承認」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第6号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見を求める件については、「承認」とすることに決定します。</p> <p>(午後1時56分)</p>
議 長	<p>続いて、協議に入ります。 (1)「令和4年度業務計画(案)」について事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 — (1)「令和4年度業務計画(案)」について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和4年度業務計画(案)」については、3月10日まで何かあれば意見を出してください。続きまして、(2)「令和4年度総会等関連行事予定表(案)」について事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —(2)「令和4年度総会等関連行事予定表(案)」について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「令和4年度総会等関連行事予定表(案)」については、承認といたします。</p> <p>(午後2時01分)</p>
議 長	<p>続いて、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4057から4063まで7件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が3件、一般住宅・長屋住宅・車庫・公衆用道路への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載のとおり、番号5141から5158まで17件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が10件、駐車場への転用が4件、宅地への転用が2件、長屋住宅への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページに記載のとおり2件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページに記載のとおり17件ありました。続きまして、(5)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、あっせん成立が1件、取り下げ申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願います。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p>

高橋勝彦委員 (17番)	2月22日に若林区六郷地区のほ場整備した農地部分が法務局で登記済みになったと思いますが、前にあっせん希望に出していた農地は、今後どのようになりま すか。
事務局農地係	あっせんを希望していた方に、再度掲載するかどうかを照会する文書を事務局 から3月上旬に出す予定です。希望した方はリストに掲載します。
議 長	他にご質問等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、次に入ります。(6)「令和3年度第4回企画検討チーム会議 報告」は加藤企画検討チーム長から、また関連して、令和4年度農地等利用最適 化推進施策の改善に関する意見書については事務局から報告願います。
加藤企画検討 チーム長	— 説明 —(6)令和3年度第4回企画検討チーム会議報告
事務局振興係	— 説明 —令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につい て
議 長	意見書について、加藤企画検討チーム長から企画検討チーム会議報告と、事務 局から関連する説明がありました。何かご質問等がありますか。 (質問、意見なし)
議 長	質問がなければ、意見書の事務局(案)に盛り込んで欲しい意見がありました ら、3月18日までに別添回答様式で提出をお願いします。 次に、(7)「令和3年度認定農業者との意見交換会開催報告」は加藤企画検討チ ーム長から報告願います。
加藤企画検討 チーム長	— 説明 —(7)令和3年度認定農業者との意見交換会開催報告
議 長	(7)「令和3年度認定農業者との意見交換会開催報告」について、ご質問等はご ざいませんか。 質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時12分)

議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私（佐々木均会長）から報告します。資料5をご覧ください。</p>
会 長	<p>（会長報告）</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農地改良工事に関する取扱い要領の一部改正について、を事務局から報告願います。</p>
事務局農地係	<p>— 報告 —</p>
議 長	<p>続きまして、(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局 振興係内海	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p> <p>(ア)令和4年度仙台市農業委員会全体会（案）</p> <p>(イ)3月15日分までの活動記録簿提出について（依頼）</p> <p>(ウ)令和3年度 農業者年金加入推進記録簿の提出について（依頼）</p> <p>(エ)日本農業新聞記事（仙台市農業委員会）</p> <p>(オ)3月～4月の予定表</p> <p>(カ)「令和3年度女性の農業委員会活動シンポジウム」及び「女性委員のための農業者年金セミナー」の開催について</p> <p>(キ)令和3年度 農山漁村 女性活躍 表彰 受賞者について（プレスリリース）</p> <p>(ク)他市町村農業委員会だより等（横浜市、松戸市）</p>
議 長	<p>ご意見、ご質問等はございますか。</p>
小野寺潔委員 （6番）	<p>資料6の農地改良工事に関する取扱い要領の一部改正についての、2の主な改正の概略、②改良工事の方法で、最大の高さを規定に入れられないでしょうか。農地改良よりも土砂の盛土が主になっている状況が見受けられましたので、排除とまでいかななくても、制限をかけられればと思います。</p>
事務局農地係	<p>平成19年に作った取扱い要領では、接する道路から高さ50cm以内と規定しています。上と下で高低差がある場合、上の道路に合わせて盛土をしたら下から見ると非常に高くなった例があります。勾配やセットバックに関する規定を示したいと思います。</p>
小野寺潔委員 （6番）	<p>現在はベースが道路の高さになっています。高低差があると高くなるので、農地の高さをベースにすることはできないでしょうか。</p>
事務局農地係	<p>ご意見を検討して、事務局案を作成したいと思います。</p>

議 長

他にご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼
振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第46回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時28分)